

下水道使用料の改定に向け
答申されました

令和元年9月に下水道事業審議会を設置し、市長から「公共下水道事業における使用料金の適正化」について諮問を受け、4回の審議会を開催し、また市内3カ所で開催した住民説明会やパブリックコメントを参考に審議を重ね、1月10日開催の第5回審議会にて、審議会会長より市長へ答申書が提出されました。今後は、答申を基に改定方針を決定し、市議会で改正条例案を審議していただきます。

なお、答申書および審議会の会議録については、市HPに掲載しています。

●答申の概要

- ・使用料改定時期は、令和2年7月施行が適当
- ・使用料算定期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、使用料平均改定率は、29%の引き上げ
- ・赤字解消のための基準外繰入金を全て解消するためには、58%の値上げが必要であるが、今回は一度に解消するのではなく、半減することを目標として平均改定率を29%とする
- ・今後は5年度ごとに下水道使用料の見直しを行うことが適当

問 下水道課 ☎25-5218

地域包括
支援センター
だより



介護予防で
いつまでも
ハツラツと
問 秩父地域包括支援センター
☎22-2582

「エンディングノート」のすすめ
「もしも」のときに備えよう！

エンディングノートについて、ご存知でしょうか？自分の人生の最期のときに備えてこれまでの人生を振り返り、これからの人生について考えるためのノートです。ノートを作成することで、自分の意思や気持ちを家族など大切な人に伝えるための準備ができます。また、認知症などで、判断力が低下してしまつたときにも役立ちます。

書く内容は、大きく分けると①親族や親しい方へ必要事項の覚え書き②残された人へ伝えたいメッセージです。①は、「もしも」の時に知らせてほしい連絡先や銀行口座、保険などの情報のほか、延命治療などの終末期医療、介護について、そしてお葬式のことなどです。②は、残された人に贈りたいメッセージや今まで生きてきた自分の思いなどを記します。

「エンディングノート＝死」として考えてしまいがちですが、死期のみを意識したものではなく、

介護医療（大きな手術など）が必要になった際に自分が希望する方法や誰に何をしてほしいかといった内容を記すことも大切です。

自らの意思を伝えることができるとき、それが「もしも」のときです。重大なことを家族が決断するには並々ならぬ負担が発生します。後になって「あれは正しかったのか？」と思ひ返すことも珍しいことではありません。本人の希望が分かることは、「もしも」のときに家族の決断や行動の助けにもなります。また、認知症と診断された方の意思を尊重するという意味でも、活用するといでしょう。

遺言書と違い、書き記した内容に法的な拘束力はありませんが、その分自由な体裁で好きなように書くことができるので、これからの人生を考えるきっかけにもなります。

書くタイミングや書く順番に決まりはありません。自分の気になることから、思い立ったときに少しずつ書いておくなど、自分に合った方法で作成しましょう。「もしも」のときに備えるだけでなく、これからの人生を有意義に生きるために、自分らしいエンディングノートを準備してみませんか？

地域包括支援センターでは、あなたと家族の未来の安心のため、「エンディングmonogatariちちぶ」というエンディングノートを配布しています。

国民年金だより

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用することができます。対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短大、高等専門学校、専修学校および各種学校（1年以上の修学課程に限る）、一部海外大学の日本分校に在学する方
申請に必要なもの

学生証・年金手帳・印鑑・個人番号カード（写真付）または通知カード
受付開始 4月1日（水）開始
承認期間 4月～翌年3月

その他 承認を受けた次の年度も在学予定の場合、4月初めに再申請の用紙が届きます。継続する際は、必要事項を記入の上、ご返送ください。
※在学する学校が変わつた際は窓口で申請が必要です。

問 秩父年金事務所 ☎27-6560
保険年金課国民年金担当
☎25-5201
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-0863
荒川 ☎54-2395